

(お知らせ)

令和3年4月23日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

担当：交通局自動車部運輸課

TEL：863-5132

担当：交通局高速鉄道部運輸課

TEL：863-5224

担当：企画総務部営業推進課

TEL：863-5068

担当：企画総務部営業調査課

TEL：863-5061

市バス・地下鉄の終発繰上げ，運休及び減便等について

本市では，京都府に緊急事態宣言が発出され，京都府の緊急事態措置として交通事業者に対し，終電の繰上げや減便等の協力依頼がなされたことを踏まえ，下記のとおり市バス・地下鉄の終発時刻の繰上げ，運休・減便等を実施しますので，お知らせします。

記

1 市バス

(1) 終発の繰上げ

ア 内容

市バス全系統の最終発時刻を22時台で終了します。

(例) 205号系統(西大路通経由)

京都駅前発最終 現行 23:20 → 繰上げ後 22:36

イ 期間

令和3年4月25日(日)から緊急事態宣言期間の末日まで【全日】

(2) 急行系統及び京都岡崎ループの運休

ア 内容

急行系統(100, 101, 102, 105, 106及び111号系統)及び京都岡崎ループを運休します。

イ 期間

令和3年4月25日(日)から緊急事態宣言期間の末日まで【全日】

2 地下鉄

(1) 終電の繰上げ

ア 内容

地下鉄烏丸線及び東西線の終電を概ね23時までとします。

(例) 烏丸御池駅発最終全便 現行 23:55 → 繰上げ後 23:00

※23時以降，地下鉄東西線に乗り入れる京阪京津線車両については，御陵駅で降車のみの取扱いとなります。

イ 期間

令和3年4月25日(日)から緊急事態宣言期間の末日まで【全日】

(2) ダイヤの減便

ア 内容

地下鉄烏丸線及び東西線の通常ダイヤから2割程度の減便を行います。

イ 期間

令和3年4月29日(木・祝)から緊急事態宣言期間の末日まで【土曜・休日】

(3) 主要ターミナル駅における検温実施

ア 内容

地下鉄京都駅の改札口に自立式検温装置を設置し、順次、その他の主要ターミナル駅に設置を拡大します。

イ 期間

令和3年4月25日(日)から緊急事態宣言期間の末日まで【全日】

3 その他

(1) 市バス・地下鉄案内所の営業時間短縮

ア 内容

市バス・地下鉄案内所の営業時間を短縮します。

通常 7:30~19:30 → 短縮 9:00~17:00

※市バス・地下鉄案内所のお問合せ専用回線「ナビダイヤル」についても、受付時刻は上記の短縮後の時刻となります。

イ 期間

令和3年4月25日(日)から緊急事態宣言期間の末日まで【全日】

(2) 定期券・地下鉄回数券の払戻し

次の条件にいずれも該当する場合を対象として、払戻しの特例措置を行います。

- ・ 緊急事態宣言発令に伴う外出自粛を事由とする払戻しであること
- ・ 京都府が緊急事態宣言の対象区域に指定された期間(解除日も含む)を有効期間に含むこと

ア 内容

(ア) 通勤定期券及び通学定期券

お申し出日にかかわらず、最終利用日をお申し出日として遡り、払戻しを行います(遡りの最大は令和3年4月24日(土)、所定の手数料220円がかかります)。

(イ) 地下鉄回数券

期限が切れたものであっても、払戻しを行います(所定の手数料200円がかかります)。

※有効期限のない市バスの回数券、トラフィカ京カードは対象外です。

イ 期間

令和3年4月25日(日)から京都府の緊急事態宣言が解除された日の翌月末まで

ウ 取扱場所

通勤定期券及び通学定期券：定期券発売所

地下鉄回数券：地下鉄各駅

エ その他

- ・ 定期券の払戻しは、上記期間であればいつでも最終利用日まで遡って払い戻しますので、使用されなければ期間中は払戻額が変わりません。
- ・ 定期券の払戻しの際には、学生証や身分証明書（免許証等）をお持ちください。
- ・ 今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出を受けた取扱いとなりますので、払戻しに来られる際は、窓口にて払戻し理由を申告してください。

【問合せ先】

○市バスの運休等について

自動車部運輸課（TEL：075-863-5132）

○地下鉄の減便等について

高速鉄道部運輸課（TEL：075-863-5224）

○市バス・地下鉄案内所の営業時間短縮について

企画総務部営業推進課（TEL：075-863-5068）

○定期券の払戻しについて

企画総務部営業調査課（TEL：075-863-5061）